# 第73回小田原市開発審査会 会議録

- 1 日 時 平成28年10月11日(火) 午前10時から午前11時45分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 議会第3委員会室
- 3 出席者

# 小田原市開発審査会委員

| 会    | 長   | 田 | 村  | 泰  | 俊  | (法  | 律)  |     |
|------|-----|---|----|----|----|-----|-----|-----|
| 会長職務 | 代理者 | 稲 | 橋  | 信  | 克  | (経  | 済)  |     |
| 委    | 員   | : | 鍛  | 佳作 | 弋子 | (都市 | 計画・ | 建築) |
| 委    | 員   | 荒 | 木田 | 美智 | 季子 | (公衆 | 衛生) |     |
| 委    | 員   | 加 | 藤  | 邦  | 裕  | (行  | 政)  |     |

### 処分庁

| 都市部副部長    | 片 | 野 | 誠 | 広        |
|-----------|---|---|---|----------|
| 開発審査課長    | 吉 | 野 | 浩 | $\equiv$ |
| 開発審査課副課長  | 飯 | 澤 | 昭 | 彦        |
| 開発審査課調査係長 | 菅 | 野 | 孝 | _        |
| 開発審査課主査   | 加 | 賀 | 康 | 永        |
| 開発審査課主査   | 上 | 島 | 隆 | 之        |

### 事務局

| 都市政策課長      | 鈴 | 木 | 裕  | _  |
|-------------|---|---|----|----|
| 都市政策課副課長    | 有 | 泉 | 三衤 | 谷紀 |
| 都市政策課都市調整係長 | 奥 | 津 | 貞  | 量  |
| 都市政策課主查     | 田 | 中 | 孝  | 佳  |
| 都市政策課主查     | 神 | 田 | 明  | 香  |

## 傍聴者

0人

#### 会 議 録

都市政策課長 ただいまより、第73回小田原市開発審査会を開催する。

本日の審査会は、委員総数5名のうち、5名が出席であり、小田原市開発審査会 条例第5条第2項の規定による開会に必要な定数を満たしている。

また、本日の議題については、審議事項議第201号については、小田原市情報公開条例第24条第2号に該当する非公開情報のため非公開とし、議第202号以降の案件については、公開とさせていただく。

それでは、田村会長、議事の進行をお願いしたい。

田村会長 最初に、本日の議事録署名人の確認をさせていただく。

議事録署名については、名簿順ということで鍛委員にお願いする。

それでは、議題(1)「開発許可等申請について」、議第201号の説明を処分庁からお願いする。

調査係長 (議事説明) 議第201号(非公開)

田村会長
ここで、非公開情報相当の審議が終わったため、会議を公開する。

続いて議第202号の説明を処分庁からお願いする。

調査係長 (議事説明) 議第202号

田村会長本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

加藤委員 既設管理事務所は、除却するのか。

調査係長 除却せず、休憩所として使う。また、トイレもそのまま活用する。

鍛委員 審査会の内容ではないが、バリアフリー的な用途があると良いと思う。ホールに 入るところ等がスロープになっていると良いが。お参りに来る方は、高齢の方もい

るので対応がされていると良い。

調査係長 建物自体は、バリアフリー条例の適用を受けない。しかし、墓地には階段もある

が、スロープもある。車いすで墓地に行くことができると、現地で確認している。 3期3段の墓地には、5頁土地利用計画図での南側の認定外道路から、急な上り坂

になっているが、入ることができる。

稲橋委員 本件は、県の第230回、第235回開発審査会で承認を受けているが、一部増設をす

るものである。今回の内容は、県の審査会で承認を受けたときの条件・基準と整合

しているか。

調査係長 今回、小田原市の開発審査会提案基準⑩となるが、神奈川県が運用している提案

基準⑩墓地に必要不可欠な建築物と基準が全く同じであり、整合が図られている。

田村会長 ほかにご意見もないため、議第202号については承認するということでよいか。

(全員承諾)

田村会長 それでは、異議がないので、議第202号は承認することに決定する。

続いて議第203号の説明を処分庁からお願いする。

調査係長 (議事説明) 議第203号

田村会長本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

鍛委員 北側の駐車場であるが、南側に車が入ったとき、入ることができるか。また、駐

輪場も奥にあるが、問題なく自転車を置くことができるか。さらに、南側2台の駐

車場のうちの1台も、上手く入ることができるか。

調査係長 建物の駐車マスが3メートルで、建物と駐車場の離れまでも3メートルであり、

手前(西側)に駐車しても、奥に駐車可能である。

鍛委員 奥の駐車場横の黄色いものは何か。

開発審査に関係を関係しているが、障害物がないため、駐輪場に行くことは問題ない。

鍛委員 南側2台の駐車場は、転回して上手く入ることができるか。緑地が鋭角に入って

いるので心配である。

調査係長事業者に軌跡図等の添付を指導し、車で転回できるか、駐車場配置計画を再度検

計したい。

田村会長 4頁土地利用計画図で、赤い線では、一方後退をして4メートルを確保している

と思う。畑は申請者所有地のようであるが、今回で全て幅員4メートルの確保にな

るのか。

調査係長 法第42条第2項道路で、中心線の赤い線は消さない。図の下側(西側)の専用住

宅2軒については、中心から2メートルの後退義務が生じている。専用住宅は、建

替えのとき、中心後退をしていただくことになる。

田村会長
下側(西側)の専用住宅側では、L字側溝を打ち込んであるのか。小田原市では、

要綱上、公費で側溝を打ち込むと思うが、公費で道路整備を行う予定はあるか。

調査係長 2項道路、つまり、小田原市の狭隘道路に関する要綱に該当する道路であると、

後退部分は、市が買収し、道路整備を行うため、道路側溝を作ることになる。下側 (西側)の専用住宅が建替えで後退したとき、事業者ではなく、市が、道路事業と

して、道路整備をする必要がある。

田村会長 専用住宅2軒から道路が狭くなっているが、その北側は中心から2メートル後退

しているのか。

調査係長 北側については、後退済である。畑側の中心後退2メートルと一致している。

田村会長 道路が狭くなったところから、専用住宅2軒が建て替わったときに全部後退し、

基準法上の道路になるということであるか。

調査係長そのとおりである。

田村会長 ほかにご意見もないため、議第203号については承認するということでよいか。

(全員承諾)

田村会長 それでは、異議がないので、議第203号は承認することに決定する。

続いて議第204号の説明を処分庁からお願いする。

調査係長 (議事説明) 議第204号

田村会長本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

鍛委員 駐車場部分は、今後運動場に使われる等、使い方が変わる可能性はあるか。

調査係長 駐車場のまま、変わらない。この保育所では、0歳児から2歳児までの運営とな

るので、遊技場で遊ぶのみであり、それ以上の面積は不要と伺っている。

鍛委員 遊技場は、どのくらいの高さで、どのように囲われるか。3歳児近くになると、

運動が活発になるので、安全性が確保されるか。

調査係長事業者は市外業者であるが、同様の小規模保育事業、認可外保育所を運営してお

り、非常にノウハウを持っているため、安全対策は考えている。詳細は、事業者に

確認する。

田村会長 増築はない。仮に増築がある場合、建築基準法第48条第5項ただし書きに該当す

るのか。

都市部副部長 市街化調整区域での話であるため、都市計画法の範囲の中で用途が動くのであれ

ば問題はない。

加藤委員 隣の店舗は、以前、一体で許可されたのか。それとも別に許可されたのか。

調査係長 前回、平成16年のときには、隣接店舗も同一許可であった。

加藤委員 敷地境界線は変わっていないということか。

調査係長そのとおりである。

田村会長付近住民の声については、市で調整してほしい。

調査係長本件は、小規模保育事業A型設置運営事業で、国・県・市の補助金が関わるが、

募集要項では、周辺に説明を行くこととなっている。ただし、周辺住宅があまりないので、保育所管との話では、地元の自治会長に報告してもらうことで良いという

ことになった。そのため、周辺周知は終えている。

荒木田委員 4頁土地利用計画図で、避難経路は、東側の入り口であるが、遊技場を設置した

ところからも逃げることができるのか。

調査係長 まず東側(下側)に扉がある。また、西側では、遊技場に扉が設置されており、 2か所辟難経路がある。

田村会長 道路に面し、交通があるので、事故が起きないようにしてほしい。

調査係長 事業者に聞き取りをしたところ、朝に集中しているとのことである。後は、お迎 えが徐々に来たりする。そのため、事業者は、朝は特に人数をかけて対応するとの ことである。

田村会長市からも事業者に情報提供をし、役立ててほしい。

田村会長 ほかにご意見もないため、議第204号については承認するということでよいか。

(全員承諾)

田村会長 それでは、異議がないので、議第204号は承認することに決定する。 続いて議第205号の説明を処分庁からお願いする。

調査係長 (議事説明) 議第205号

田村会長本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

田村会長 4 頁土地利用計画図で、市道4514と市道4515が交わる部分について、これを機会に隅切りの指導をすることはできるか。

調査係長 市道4515が道路後退済であるが、そのときに指導したところ、協力していただく ことができなかった。今回、道路事業が伴わないので、開発部門のみで指導するこ とは難しい。

田村会長 市道は両方とも、幅員4メートルはない。

調査係長 そのとおりである。ただし、市道4515は、最終的には4メートルになる。市道4514 は、法的な位置づけはないが、市としては広げていきたいという意向があり、南側 の土地所有者に交渉した経過がある。将来的にはどちらも4メートルになると思わ れるが、現在のところ、道路事業としての動きはない。

田村会長 県内でも、隅切りがないため位置指定道路にはならないところがある。実情はよく分かった。敷地自体は、法42条1項1号道路に2メートル接続し、接道要件を満たしているのか。

調査係長そのとおりである。

鍛委員 デイサービスということであるが、建物内部のバリアフリーはどうか。

調査係長 バリアフリー条例の適用があり、申請されている。詳細は調整中であるが、ある 程度はバリアフリーとして則っている。

鍛委員 和の住宅なので、玄関から高さがあるのではないか。玄関、土間と、2方向の避 難があるが、土間からは、バリアフリー的に出ることができるか。

都市部副部長
車いすが出られるように調整する。広さもチェックするので問題ないと思われる。

鍛委員 2階の相談室は、利用者も相談することがあるか。エレベータの設置がないので。

都市部副部長利用者が利用しない部屋になると思われる。

荒木田委員 このデイサービスでは、何人が利用する計画となっているか。

調査係長 朝来て夜帰る、というものではない。機能特化型デイサービスで、筋トレを行う。 午前10人、午後10人ということで、10人である。

荒木田委員 利用者が利用できるトイレが1箇所のみである。基準に合うとは思うが、休憩時、10名だと混雑しないか。

都市部副部長 みんなのトイレのほか、職員用トイレも広くしており、2箇所ある。

加藤委員 元の専用住宅は、線引き前からあるということだが、リフォームしたのか。

調査係長 1回建替えをしている。ただし、継続して専用住宅である。今の建物が線引き前から存在しているわけではない。

加藤委員 南側は、2項道路か。

調査係長 法外道路になる。市としては広げていきたいので、狭隘道路の位置づけがあるが。

加藤委員
今回建築行為がないので、後退はしないということか。

調査係長 建替えの際、東側は後退したが、南側に一方後退をふっているので、今回建築行 為があったとしても、当該敷地に後退が発生することはない。

加藤委員 接道は、県道からになるのか。

調査係長 県道からも、東側の2項道路からも可能である。

加藤委員 東側から出入りすることができるのか。

調査係長 ブロック塀に囲われているが裏門があるので、実際は出入りすることができる。

田村会長 ほかにご意見もないため、議第205号については承認するということでよいか。

(全員承諾)

田村会長 それでは、異議がないので、議第205号は承認することに決定する。 続いて議第206号の説明を処分庁からお願いする。 調査係長 (議事説明) 議第206号

田村会長本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

田村会長 お一人の方が、北側3区画を購入されて、今回、変更になっている。

調査係長そのとおりである。それに伴い、排水施設を含む区域外の部分を移設した。

鍛委員変更に伴い、敷地の形状変更はないか。

調査係長工事中で、区画割りがしっかりできていないため、変更は可能である。

稲橋委員 土地利用計画図の新旧では、(北側区画の)赤線が入りこんでいる位置、南側に入り込んでいる位置が変わっている。どういうことか。

調査係長 隣接地の排水をとるためである。3頁区域図で、開発区域にある既存住宅は、北側に建物を移転している。移転した住宅の排水は、高低差の関係で、道路に接続することができず、こちらの部分を通り、新設の道路側溝に接続し、既設の道路側溝に排水する。

稲橋委員 権利関係で、抜かなければならなかったということか。3区画を1区画にした客 のニーズに応えているということでもある。

稲橋委員 大きな区画で、50センチメートルほど段差を付けているが、何か。

調査係長 真意は確認していない。

田村会長 ほかにご意見もないため、議第206号については承認するということでよいか。

(全員承諾)

田村会長 それでは、異議がないので、議第206号は承認することに決定する。 議題(1)については、終了する。ここで、5分間の休憩とする。

(5分休憩)

田村会長
それでは、再開する。

続いて、報告(1)の説明をお願いする。

調査係長 (報告説明)議第200号における意見の対応状況について

田村会長本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

(質問等なし)

田村会長 何かあれば、市に問合せいただきたい。報告(1)は終了する。 続いて、報告(2)の説明をお願いする。 都市政策課長 開発審査課長

(報告説明) 市街化調整区域の土地利用のあり方について

田村会長

本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

(質問等なし)

田村会長

何かあれば、市に問合せいただきたい。報告(2)はこれで終了する。

議事はこれで終了する。最後に、事務局から何かあるか。

都市政策課長

今期の開発審査会委員の任期が、この10月31日をもって満了となる。委員の皆様には、開発審査会の運営にご尽力を賜り、心からお礼申し上げる。

皆様には、引き続き委員をお願いしたく、意向を伺っていたところ、内諾をいただいた。11月以降も、引き続き、よろしくお願いしたい。

なお、次期委員の任期は、平成28年11月1日から、平成30年10月31日までの2年間となる。

就任承諾書と返信用封筒を用意したので、記名押印いただき、事務局に郵送をお願いしたい。本日、記名押印いただけるようであれば、お帰りの際、事務局に提出いただきたい。

また、次回の審査会は、12月22日 (木) 午前10時からを予定している。

次回審査会において、委員の委嘱を執り行わせていただく予定であるので、よろ しくお願いしたい。

事務局からは以上である。

田村会長

本日はこれで終了する。

(会議終了)

以上、小田原市開発審査会条例施行規則(小田原市規則第60号)第3条第1項の規定により、会議録を作成し、同条第2項の規定により、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

| 会 長    |  |
|--------|--|
| 議事録署名人 |  |